

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

現行	改正案
Ⅱ－２ 財務の健全性等 Ⅱ－２－４ 信用リスク Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点 (１)～(４) (略) (５) 株式を取得・保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注１・２）を管理しているか。 特に、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようするため、平成 25 年の銀行法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得・保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。 ① <u>法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号の 2 又は第 52 条の 23 第 1 項第 11 号の 2</u>に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」（いわゆる事業再生を行う会社）の株式を取得・保有する場合、事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。 ② (略) (６)～(９) (略)	Ⅱ－２ 財務の健全性等 Ⅱ－２－４ 信用リスク Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点 (１)～(４) (略) (５) 株式を取得・保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注１・２）を管理しているか。 特に、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようするため、平成 25 年の銀行法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得・保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。 ① <u>法第 16 条の 2 第 1 項第 13 号又は第 52 条の 23 第 1 項第 12 号</u>に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」（いわゆる事業再生を行う会社）の株式を取得・保有する場合、事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。 ② (略) (６)～(９) (略)

現行	改正案
Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守 Ⅱ－３－１－５ 資本金の額の増加の届出の手續等 Ⅱ－３－１－５－２ 着眼点と監督手法・対応 (１) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い 銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第 53 条第 1 項第 4 号（注 1）に定める届出（様式・参考資料編 様式 4－7－1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注 2）に関する資料の添付を求めることとする。 （注 1）負債性のその他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段については、銀行法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第 35 条第 1 項第 22 号</u>に定める届出 （注 2） （略） （２）～（５） （略）	Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守 Ⅱ－３－１－５ 資本金の額の増加の届出の手續等 Ⅱ－３－１－５－２ 着眼点と監督手法・対応 (１) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い 銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第 53 条第 1 項第 4 号（注 1）に定める届出（様式・参考資料編 様式 4－7－1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注 2）に関する資料の添付を求めることとする。 （注 1）負債性のその他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段については、銀行法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第 35 条第 1 項第 32 号</u>に定める届出 （注 2） （略） （２）～（５） （略）
Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－７ 個別銀行に関する行政報告等 (１) （略）	Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－７ 個別銀行に関する行政報告等 (１) （略）

現行	改正案
(2) 行政報告 次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。 なお、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。 ①～⑳ (略) ㉔ <u>施行規則第 35 条第 1 項第 17 号及び第 25 号並びに区分等を定める命令第 5 条各号に係る届出の受理</u>	(2) 行政報告 次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。 なお、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。 ①～㉔ (略) ㉔ <u>施行規則第 35 条第 1 項第 26 号及び第 35 号並びに区分等を定める命令第 6 条各号に係る届出の受理</u>
Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－２ <u>「その他の付随業務」等の取扱い</u> (新設)	Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－２ <u>法第 10 条第 2 項の業務の取扱い</u> <u>Ⅲ－４－２－１ 地域活性化等業務における留意点等</u> (1) 銀行が行うことができる法第 10 条第 2 項第 21 号の業務（以下「地域活性化等業務」という。）は、施行規則第 13 条の 2 の 5 各号において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「銀行の保有する当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されている。 デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する

現行	改正案
(新設) 銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。 (1) 銀行が、<u>取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。	ため、地域活性化等業務を銀行の業務範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。 そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしないだけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足すると見做すことができ、地域活性化等業務として実施可能であることに留意する。 (2) 銀行が行うことができる地域活性化等業務のうち、施行規則第 13 条の 2 の 5 第 2 号の業務については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。 <u>Ⅲ－４－２－２ 「その他の付随業務」等の取扱い</u> 銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。 (1) 銀行が、<u>取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。 <u>また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業</u>

現行	改正案
<u>(注1)</u> これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスをを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。 <u>(注2)</u> 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。 <u>(注3)</u> 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。 なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。 ① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。 (注) <u>個人の財産形成に関する相談に応ずる業務等の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</u>	<u>務」に含まれる。</u> (削除) (削除) <u>(注)</u> 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。 なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。 ① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。 (注) <u>個人(事業を行う場合におけるものを除く。)</u> に対して<u>行う財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われている</u>

現行	改正案
②・③ (略) (2) ～ (4) (略)	か。 ②・③ (略) (2) ～ (4) (略)
Ⅲ－４－５ アームズ・レンジス・ルール アームズ・レンジス・ルールは、銀行と銀行グループ内会社等との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定であり、以下の点に留意する。 (1) 銀行グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合に、アームズ・レンジス・ルールに違反していないかにつき銀行において適切に検証が行われているか。 例えば、以下のような取引又は行為は、<u>銀行法施行規則</u>第 14 条の 10 又は第 14 条の 11 に規定する取引又は行為に該当する可能性があることから、かかる取引又は行為を行うにあたっては、法第 13 条の 2 ただし書及び施行規則第 14 条の 8 に基づく内閣総理大臣の承認の必要性を検討しているか。 ①～④ (略) (2) (略) Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算 Ⅲ－４－６－５ 銀行の任意による償還又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認 (1) 施行規則第 35 条第 1 項第 2 号の 2 に規定する新株予約権付社債の期限前償還に係る届出、<u>同項第 24 号</u>に規定する自己の	Ⅲ－４－５ アームズ・レンジス・ルール アームズ・レンジス・ルールは、銀行と銀行グループ内会社等との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定であり、以下の点に留意する。 (1) 銀行グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合に、アームズ・レンジス・ルールに違反していないかにつき銀行において適切に検証が行われているか。 例えば、以下のような取引又は行為は、<u>施行規則</u>第 14 条の 10 又は第 14 条の 11 に規定する取引又は行為に該当する可能性があることから、かかる取引又は行為を行うにあたっては、法第 13 条の 2 ただし書及び施行規則第 14 条の 8 に基づく内閣総理大臣の承認の必要性を検討しているか。 ①～④ (略) (2) (略) Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算 Ⅲ－４－６－５ 銀行の任意による償還又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認 (1) 施行規則第 35 条第 1 項第 2 号の 2 に規定する新株予約権付社債の期限前償還に係る届出、<u>同項第 34 号</u>に規定する自己の

現行	改正案
株式の取得に係る届出、<u>同項第 24 号の 2</u>に規定する取得条項付株式の取得に係る届出又は<u>同項第 24 号の 3</u>に規定する全部取得条項付種類株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。	株式の取得に係る届出、<u>同項第 34 号の 2</u>に規定する取得条項付株式の取得に係る届出又は<u>同項第 34 号の 3</u>に規定する全部取得条項付種類株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。
Ⅲ－４－７ 子会社等 銀行の子会社（法第 2 条第 8 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第 12 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。 （注 1）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第 16 条の 4 第 1 項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第 16 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる会社、同項第 11 号及び<u>第 12 号の 2 から第 13 号までに掲げる会社</u>（同項第 12 号の 2 に掲げる会社にあつ	Ⅲ－４－７ 子会社等 銀行の子会社（法第 2 条第 8 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第 12 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。 （注 1）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第 16 条の 4 第 1 項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第 16 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる会社、同項第 11 号及び<u>第 13 号、第 15 号及び第 16 号に掲げる会社</u>（同項第 13 号に掲げる会社にあつて

現行	改正案
ては、<u>特別事業再生会社を除く。</u>)が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。 なお、子会社等に関する届出（子会社については法第 53 条第 1 項第 2 号の届出、特定出資会社については施行規則第 35 条第 1 項第 12 号の届出、子法人等又は関連法人等については同項第 14 号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。 （注 2）子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が金融商品取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かにかかわらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（平成 20 年 5 月 13 日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。 （参考）連結財務諸表を指定国際会計基準等（銀行法施行規則第 14 条の 7 第 3 項に規定する特例企業会計基準等適用法人等が採用する企業会計の基準をいう。以下同じ。）に従い作成している場合には、当該基準に基づく判定が行われているかに留意す	は、<u>特別事業再生会社を除く。</u>)、当該銀行が子会社としている特例持株会社（法第 16 条の 2 第 6 項第 1 号に規定する特例持株会社をいう。）並びに特例対象会社（法第 16 条の 4 第 8 項に規定する特例対象会社をいう。）が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。 なお、子会社等に関する届出（子会社については法第 53 条第 1 項第 2 号の届出、特定出資会社については施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の届出、子法人等又は関連法人等については同項第 15 号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。 （注 2）子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が金融商品取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かにかかわらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（平成 20 年 5 月 13 日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。 （参考）連結財務諸表を指定国際会計基準等（施行規則第 14 条の 7 第 3 項に規定する特例企業会計基準等適用法人等が採用する企業会計の基準をいう。以下同じ。）に従い作成している場合には、当該基準に基づく判定が行われているかに留意する。

現行	改正案
る。 (注3)～(注6) (略) (新設) Ⅲ－４－７－１ 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 (１) 銀行の子会社が営む従属業務（法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、本監督指針Ⅱ－３－２－４等に沿って適切な対応を行っているか。 <u>(注)</u> 従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」（以下「収入依存度規制告示」という。）に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、収入依存度規制告示と同様であることに留意する。 (２) 銀行の子会社が営む金融関連業務（法第16条の2第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）等については、以下の範囲となっているか。 ①～⑤ (略)	(注3)～(注6) (略) <u>(注7)</u> 銀行法改正（令和3年11月施行）により、法第16条の2第1項第14号が追加されたが、地域活性化事業会社（同号、法第16条の4第8項）における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。 Ⅲ－４－７－１ 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 (１) 銀行の子会社が営む従属業務（法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、本監督指針Ⅱ－３－２－４等に沿って適切な対応を行っているか。 (削除) (２) 銀行の子会社が営む金融関連業務（法第16条の2第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）等については、以下の範囲となっているか。 ①～⑤ (略)

現行	改正案
(新設) (3) 銀行の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。 ① 銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第16条の2第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。 例えば、保険専門関連業務（同条第2項第4号に定める保険専門関連業務をいう。）を営む会社については、銀行が保険会社を子会社としている場合等に限り、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。 なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「金融システム改革法」という。）の施行の際、信託業務を営む銀行（本体で不動産業務を営む者に限る。）の特定子法人等又は特定関連法人等で現に一般向け不動産業務	<u>⑥</u> 投資専門子会社におけるコンサルティング業務等 投資専門子会社による規則第17条の2第14項第2号の業務の実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。 (3) 銀行の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。 ① 銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第16条の2第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。 例えば、保険専門関連業務（同条第2項第4号に定める保険専門関連業務をいう。）を営む会社については、銀行が保険会社を子会社としている場合等に限り、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。 なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「金融システム改革法」という。）の施行の際、信託業務を営む銀行（本体で不動産業務を営む者に限る。）の特定子法人等又は特定関連法人等で現に一般向け不動産業務

現行	改正案
を営むもの（以下③において「特定法人」という。）の当該業務については、銀行の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。 ② 従属業務をもっぱら営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該銀行の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が 100 分の 50 を上回っている場合には、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。 ③ （略） ④ 特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。ただし、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成 14 年 3 月期末までに必要な見直しが行われているか。 なお、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各条に規定する基準に準じた基準（上記②の例による。）を満たす場合に限る。）においては、平成 14 年 3 月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以	を営むもの（以下②において「特定法人」という。）の当該業務については、銀行の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。 （削除） ② （略） ③ 特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。ただし、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成 14 年 3 月期末までに必要な見直しが行われているか。 なお、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合においては、平成 14 年 3 月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているもの限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し

現行	改正案
外の業務について必要な見直しが行われているもの限り、 当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。 (注) (略) Ⅲ－４－７－２ 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。 <u>(１) 当該会社の業務は以下に限られているか。</u> 他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する場合に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介（以下、「代理等」という。） (注１) 他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での	支えない。 (注) (略) Ⅲ－４－７－２ 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の業務は、<u>他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介（以下、「代理等」という。）に限られているか。</u> <u>(注１) 他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代理等は認められないことに留意する。</u> <u>(注２) 銀行が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。</u> <u>(注３) 担保財産の取得・保有・管理及び売却は、規則第 17 条の 3 第 1 項第 24 号に規定する会社以外は認められないことに留意する。</u> (削除)

現行	改正案
売買の代理等は認められないことに留意する。 (注2) 銀行が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。 (注3) 担保財産の取得・保有・管理及び売却は、規則第17条の3第1項第24号に規定する会社以外は認められないことに留意する。 <u>(2) 当該会社の業務遂行に当たって、収入依存度規制告示の基準を満たしているか。</u> (新設)	(削除) Ⅲ－４－７－４ 一定の銀行業高度化等会社 施行規則第17条の5の3第1項に掲げる会社（以下「一定の銀行業高度化等会社」という。）には、一定の地域商社が含まれるところ（同項第2号、以下「一定の地域商社」という。）、同号に規定する「当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがない」という要件については、以下の点に留意する必要がある。 (1) 物流への関与等 一定の地域商社の業務内容としては、商品の仕入れ・販売を自ら行うような場合を始めとして、自ら在庫を保有し、機能的に物流を担う運営も考えられる。このような業務について、例えば、以下のような場合には、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。 ・ 地域内外での新規顧客の獲得や販路拡大の支援の観点から、ECサイトや実店舗での小売販売を行うための在庫を保有するものの、保有される在庫は、販売初期において試験的に販売

現行	改正案
Ⅲ-4-7-3 (略) Ⅲ-4-7-4 <u>銀行業高度化等会社</u> (1) 基本的な考え方	したり、需給の不確実な期間において安定的に販売したりするために必要な程度に止まっている場合など、実質的に在庫の保有リスクを伴わないと認められる場合（これを超えて、販路の開拓や需給の見通しが立ったこと等の事情により取扱量を本格的に拡大するにあたっては、委託販売等の在庫の保有リスクを伴わない販売方式がとられる場合。）。 なお、一定の地域商社としては、在庫の保有や物流機能を担うことなく、ECモール等の取引の場の設置による集客・販売支援や、卸売先の紹介・商品開発に関するコンサルティング等に留まる範囲で行うことも考えられるところであって、このような業務運営を行う場合には、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。 (2) 製造・商品加工への関与 一定の地域商社が一定の銀行業高度化等会社として製造や商品加工を直接担うことは、他業禁止の趣旨等に鑑みれば基本的には想定されない。当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと言うためには、地域産品の特性に適した商品企画や流通形態の提供という一定の地域商社の機能として必要不可欠なもの（例えば、商品企画等のために必要となる試験的な製造や商品加工等）に限られ、かつ、コンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクを含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲に留める必要があることに留意する。 Ⅲ-4-7-3 (略) Ⅲ-4-7-5 <u>他業銀行業高度化等会社</u> (1) 基本的な考え方

現行	改正案
銀行は、<u>法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号の 3</u>に掲げる会社（以下「<u>銀行業高度化等会社</u>」という。）に対して基準議決権数を超過して出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては<u>銀行業の高度化や利用者の利便の向上</u>に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。 他方で、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、<u>本業専念による効率性の発揮、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止</u>といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。 （新設） （２）認可審査にあたっての留意点 <u>銀行業高度化等会社</u>の認可の審査基準は、<u>銀行法施行規則</u>第 17 条の 5 の 2 第 2 項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。	銀行は、<u>法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号</u>に掲げる会社（<u>規則第 17 条の 5 の 3</u>に規定する会社を除く。以下「<u>他業銀行業高度化等会社</u>」という。）に対して基準議決権数を超過して出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては<u>銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等</u>に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。 他方で、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、<u>他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止</u>といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。 <u>（注）</u>銀行法改正（令和 3 年 11 月施行）により、<u>他業銀行業高度化等会社</u>が営むことができる業務として<u>地域活性化等</u>に資する業務が追加されたが、<u>他業銀行業高度化等会社</u>における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意すること。 （２）認可審査にあたっての留意点 <u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可の審査基準は、<u>施行規則</u>第 17 条の 5 の 2 第 2 項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

現行	改正案
① 出資額 出資額の適切性については、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可を申請する銀行（以下（２）から（４）において「申請銀行」という。）の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。<u>銀行業高度化等会社</u>に対する出資が全額毀損した場合の影響については、銀行グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。 ② 出資比率等 <u>銀行業高度化等会社</u>を子会社等とする場合、<u>銀行業高度化等会社</u>においても、銀行グループの一員として、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。 また、<u>銀行業高度化等会社</u>に対する銀行の支配力が及ばない場合、<u>銀行業高度化等会社</u>のガバナンスや業務内容の適切性等について銀行が管理可能か、<u>銀行業高度化等会社</u>の業務が、<u>銀行業の高度化又は利用者の利便の向上</u>に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。 ③ 業務の内容 申請銀行は、認可の申請に際しては、<u>銀行業高度化等会社</u>の営む業務の内容を明確にする必要がある。 <u>銀行業高度化等会社</u>の営む業務の内容に関し、<u>銀行業高度化等会社</u>は、<u>銀行業の高度化や利用者の利便の向上</u>に資する業務	① 出資額 出資額の適切性については、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可を申請する銀行（以下（２）から（４）において「申請銀行」という。）の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。<u>他業銀行業高度化等会社</u>に対する出資が全額毀損した場合の影響については、銀行グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。 ② 出資比率等 <u>他業銀行業高度化等会社</u>を子会社等とする場合、<u>他業銀行業高度化等会社</u>においても、銀行グループの一員として、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。 また、<u>他業銀行業高度化等会社</u>に対する銀行の支配力が及ばない場合、<u>他業銀行業高度化等会社</u>のガバナンスや業務内容の適切性等について銀行が管理可能か、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の業務が、<u>銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等</u>に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。 ③ 業務の内容 申請銀行は、認可の申請に際しては、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の営む業務の内容を明確にする必要がある。 <u>他業銀行業高度化等会社</u>の営む業務の内容に関し、<u>他業銀行業高度化等会社</u>は、<u>銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は</u>

現行	改正案
(以下「資する業務」という。)やこれらが見込まれる業務(以下「見込まれる業務」という。)以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀行業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。 また、<u>銀行業高度化等会社</u>の業務を営むにあたり子会社対象銀行等の業務を併せ営むことが必要となる場合には、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、<u>銀行業高度化等会社</u>が<u>銀行法施行規則</u>第 17 条の 5 に定める子会社対象銀行等の認可を受けずに子会社対象銀行等の業務を営むことや、子会社対象銀行等が他業を営むために<u>銀行業高度化等会社</u>の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、<u>銀行業高度化等会社</u>が子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。 ④ 申請銀行の業務への影響等 銀行業高度化等会社の業務の内容が、銀行業の高度化や利用	<u>地域活性化等</u>に資する業務(以下「資する業務」という。)やこれらが見込まれる業務(以下「見込まれる業務」という。)以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀行業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。 また、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の業務を営むにあたり子会社対象銀行等の業務を併せ営むことが必要となる場合には、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、<u>他業銀行業高度化等会社</u>が<u>施行規則</u>第 17 条の 5 に定める子会社対象銀行等の認可を受けずに子会社対象銀行等の業務を営むことや、子会社対象銀行等が他業を営むために<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、<u>他業銀行業高度化等会社</u>が子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。 <u>なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。</u> ④ 申請銀行の業務への影響等 他業銀行業高度化等会社の業務の内容が、銀行業の高度化、

現行	改正案
者の利便の向上に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、申請銀行の業務に支障を来す著しいおそれがあるときは、出資額の大小にかかわらず、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可をすることができない点に留意する（例えば、<u>銀行業高度化等会社</u>のコンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクの波及により、申請銀行の固有業務の運営に支障が生じたり、銀行グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合）。 （３）出資後の管理等 銀行が、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、当該銀行は<u>銀行業高度化等会社</u>の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、<u>銀行業高度化等会社</u>の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクや銀行グループへの影響等についても適切に管理する必要がある。 なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる業務」であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。 （４）地域商社 （新設）	利用者の利便の向上又は地域活性化等に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、申請銀行の業務に支障を来す著しいおそれがあるときは、出資額の大小にかかわらず、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可をすることができない点に留意する（例えば、<u>他業銀行業高度化等会社</u>のコンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクの波及により、申請銀行の固有業務の運営に支障が生じたり、銀行グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合）。 （３）出資後の管理等 銀行が、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、当該銀行は<u>他業銀行業高度化等会社</u>の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクや銀行グループへの影響等についても適切に管理する必要がある。 なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる業務」であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。 （４）地域商社 一定の地域商社として認められる範囲を超えて在庫を保有する場合、在庫の規模、種類、性質等を考慮した上で、在庫を適切に管理することができる態勢が整備されているかについて審査

現行	改正案
銀行業高度化等会社としては、いわゆる FinTech 企業のように情報通信技術を利用した会社のみが想定されるものではない。このため、いわゆる地域商社（地方創生や地域経済の活性化等のため、地域の優れた商品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく事業を営む会社）に対して基準議決権数を超える出資を行うことも、法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号の 3 の要件を満たす限りは許容される。 すなわち、地域経済の活性化等を目的として、地域商社が業務において培った技術を活用すること等により、地域の特性に適した商品・サービスの企画や流通形態を提供し、銀行の取引先企業のマーケティングや販路の拡大に寄与することができる場合、当該地域商社は利用者の利便に資するものとして銀行業高度化等会社に該当し得る。ただし、地域商社の業務の内容は様々であるところ、認可審査においては、特に以下の点についても留意する必要がある。 ① 物流への関与等 地域商社の業務内容としては、商品の仕入れ・販売を自ら行	を行うものとする。 （注）在庫を適切に管理することができる態勢としては、例えば、当該在庫を適切に管理することができる専門的な人材の配置、在庫管理システムの導入、在庫の規模、種類、性質等を踏まえた適正な上限値の設定などが考えられる。 （削除）

現行	改正案
うような場合を始めとして、自ら在庫を保有し、機能的に物流を担う運営も考えられる。このような業務は、他業禁止の趣旨を踏まえれば、銀行業と組み合わせることによって利用者の利便が向上することが見込まれ、かつ、物流を担うことによる他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが大きくないと認められる場合に限り、営むことが許容される。例えば、以下のような場合には、銀行業と組み合わせることによって利用者の利便が向上するといえると考えられる。 ・ 地域商社において物流を担うこと等によって、当該地域商社において受注情報や在庫情報、仕入価格や販売価格に係る情報を集約しマーケティングや販路の拡大へ寄与するとともに、これを銀行が融資等の審査業務に活用ができるような場合。 ・ 地域商社において在庫管理を行うこと等によって、ＡＢＬ等の融資形態の活用資する場合。 また、地域商社が物流を担うことによる他業リスクや利益相反等の弊害のおそれは大きいものであってはならない。そこで、認可審査の際には、在庫保有を含む物流機能を実際に担う程度とそれに伴うリスクや弊害のおそれ（出資の毀損のほか、銀行の顧客が当該地域商社の仕入先又は卸先となる場合の利益相反、優越的地位の濫用、又は、これらが生じた場合のレピュテーションの低下等）、これに対する管理態勢を個別に審査することになる。例えば、以下のような場合には、物流を担う	

現行	改正案
ことによる他業リスクや利益相反等の弊害のおそれは大きくないと考えられる。 ・ 地域外での新規顧客の獲得や販路拡大の支援の観点から、ＥＣサイトや実店舗での小売販売を行うための在庫を保有するものの、保有される在庫は、販売初期において試験的に販売したり、需給の不確実な期間において安定的に販売したりするための必要な程度に止まっている場合（これを超えて、販路の開拓や需給の見通しが立ったこと等の事情により取扱量を本格的に拡大するにあたっては、委託販売等の在庫の保有リスクを伴わない販売方式がとられる場合。）。 なお、地域商社としては、在庫の保有や物流機能を担うことなく、ＥＣモール等の取引の場の設置による集客・販売支援や、卸売先の紹介・商品開発に関するコンサルティング等に留まる範囲で行うことも考えられるところであって、このような業務運営を行う場合には、上記のような他業リスクや利益相反等の弊害のおそれは限定的であると考えられる。 ② 製造・商品加工への関与 地域商社が銀行業高度化等会社として製造や商品加工を直接担うことは、他業禁止の趣旨等に鑑みれば基本的には想定されず、地域産品の特性に適した商品企画や流通形態の提供という地域商社の機能として必要不可欠なもの（例えば、商品企画等のために必要となる試験的な製造や商品加工等）に限られ、かつ、コンプ	

現行	改正案
ライアンス・リスクやレピュテーション・リスクを含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲に留める必要があることに留意する。 Ⅲ－４－７－<u>５</u> （略） Ⅲ－４－７－<u>６</u> （略） Ⅲ－４－７－<u>７</u> （略） Ⅲ－４－８ 議決権の取得等の制限 （１）法第16条の4第2項ただし書又は法第52条の24第2項ただし書の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。 なお、株式の保有に関するリスク管理については、Ⅱ－２－４－２（５）を参照すること。 ① （略） ② 以下の場合における法第16条の4第3項又は第52条の24第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。 イ. （略） ロ. <u>法第16条の2第1項第12号の2又は法第52条の23第1項第11号の2</u>に規定する会社（いわゆる事業再生を行う会社）の議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であって当該議決権を処分することができないため、施行規則第17条の2第11項各	Ⅲ－４－７－<u>６</u> （略） Ⅲ－４－７－<u>７</u> （略） Ⅲ－４－７－<u>８</u> （略） Ⅲ－４－８ 議決権の取得等の制限 （１）法第16条の4第2項ただし書又は法第52条の24第2項ただし書の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。 なお、株式の保有に関するリスク管理については、Ⅱ－２－４－２（５）を参照すること。 ① （略） ② 以下の場合における法第16条の4第3項又は第52条の24第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。 イ. （略） ロ. <u>法第16条の2第1項第13号又は法第52条の23第1項第12号</u>に規定する会社（いわゆる事業再生を行う会社）の議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であって当該議決権を処分することができないため、施行規則第17条の2第12項各号に定め

現行	改正案
号に定める期間（３年（原則）又は<u>５年</u>（中小企業者））を超えて保有する場合。 （注） （略） （２）その他の注意事項 ① （略） ② 法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号又は第 52 条の 23 第 1 項第 11 号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」（いわゆるベンチャービジネス会社）が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の<u>導入</u>その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の<u>導入等及び研究開発段階にとどまる事業</u>については含まれないことに留意する。 ③ 施行規則第 17 条の 2 第 6 項各号に規定する「開始の日」とは、既に事業を行う会社が同項第 1 号に規定する新事業活動を開始する場合（いわゆる第二創業の場合）に、当該会社がその開始を決定した日をいう。 ④ 法第 16 条の 4 第 7 項又は法第 52 条の 24 第 7 項に定める議決権の保有制限の例外の対象となる会社として、<u>施行規則第 17</u>	る期間（３年（原則）又は<u>10年</u>（中小企業者））を超えて保有する場合。 （注） （略） （２）その他の注意事項 ① （略） ② 法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号又は第 52 条の 23 第 1 項第 11 号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」（いわゆるベンチャービジネス会社）が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の<u>導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用</u>その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の<u>導入等</u>については含まれないことに留意する。 （削除） ③ 法第 16 条の 4 第 7 項又は法第 52 条の 24 第 7 項に定める議決権の保有制限の例外の対象となる会社として、<u>施行規則第</u>

現行	改正案
条の2第7項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき保有した場合であることに留意する。 (新設) Ⅲ－４－１１ 銀行持株会社 (新設)	17条の2第6項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき保有した場合であることに留意する。 ④ 施行規則第17条の2第6項第9号の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となりうることに留意する。 Ⅲ－４－１１ 銀行持株会社 Ⅲ－４－１１－５ 認定銀行持株会社 (1) 認定の基準 施行規則第34条の19の9第2項第2号に規定する「当該銀行持株会社及びその子会社の集団における業務の適正を確保するための体制が適切に整備されていること。」という要件については、モニタリング等を通じて把握している事項等を幅広く考慮のうえ、銀行持株会社において、銀行持株会社グループ内の業務に対する実質的な内部統制体制の整備が図られているかを検討すべきことに留意する。 (2) 認定基準に適合しなくなったときの対応 認定基準に適合しなくなったときには、法第52条の34の2第1項に基づき認定の取り消しが可能であるが、同項は、取り消しのみならず、期限を示したうえで基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令ができる旨も規定している。 この点、認定を取り消すか、それとも基準に適合させるため

現行	改正案
Ⅲ－４－１１－５ 事務処理上の留意点 同一の事項に関して、銀行及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、銀行及び銀行持株会社の連名により、１つの届出書として提出することが可能であることに留意する。 ① 法第 53 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項第 3 号 ② 法第 53 条第 1 項第 3 号、同条第 3 項第 4 号 ③ 施行規則第 35 条第 1 項第 8 号、同条第 3 項第 5 号 ④ 施行規則第 35 条第 1 項第 10 号、<u>同条第 3 項第 6 号</u> (新設) (新設) <u>⑤</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 11 号、<u>同条第 3 項第 7 号</u> <u>⑥</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 12 号、同条第 3 項第 8 号 <u>⑦</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 13 号、<u>同条第 3 項第 9 号</u> <u>⑧</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 14 号、同条第 3 項第 10 号 <u>⑨</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 15 号、同条第 3 項第 11 号 <u>⑩</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 16 号、<u>同条第 3 項第 12 号</u>	に必要な措置をとるべき旨を命令するかについては、個別具体的に認定基準に適合しなくなった事由を考慮する必要があるが、例えば、救済目的で銀行を買収したことにより、認定基準に適合しなくなった場合には、直ちに認定を取り消す必要はないことに留意する。 Ⅲ－４－１１－６ 事務処理上の留意点 同一の事項に関して、銀行及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、銀行及び銀行持株会社の連名により、１つの届出書として提出することが可能であることに留意する。 ① 法第 53 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項第 3 号 ② 法第 53 条第 1 項第 3 号、同条第 3 項第 4 号 ③ 施行規則第 35 条第 1 項第 8 号、同条第 3 項第 5 号 ④ 施行規則第 35 条第 1 項第 12 号、<u>同条第 3 項第 9 号</u> <u>⑤</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 15 号、同条第 3 項第 12 号 <u>⑥</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 16 号、同条第 3 項第 13 号 <u>⑦</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 17 号、<u>同条第 3 項第 14 号</u> (削除) <u>⑧</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 18 号、<u>同条第 3 項第 15 号</u> (削除) (削除) <u>⑨</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 19 号、<u>同条第 3 項第 15 号</u>

現行	改正案
(新設) (新設) Ⅲ－４－１３ 暗号資産に関する留意事項 Ⅲ－４－１３－２ 主な着眼点 銀行グループにおける暗号資産の取得等については、上述のとおり、<u>銀行法施行規則</u>第 13 条の 6 の 9 及び同条の 6 の 10 に基づく態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。 ①～④ (略) Ⅳ 銀行代理業 Ⅳ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅳ－３－２－２ 許可の審査に当たっての留意点 Ⅳ－３－２－２－２ 業務遂行能力に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、<u>施行規則</u>第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、<u>施行規則</u>第 34 条の 34 第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 12 号から第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。	⑩ <u>施行規則</u>第 35 条第 1 項第 20 号、同条第 3 項第 17 号 ⑪ <u>施行規則</u>第 35 条第 1 項第 21 号、同条第 3 項第 18 号 Ⅲ－４－１３ 暗号資産に関する留意事項 Ⅲ－４－１３－２ 主な着眼点 銀行グループにおける暗号資産の取得等については、上述のとおり、<u>施行規則</u>第 13 条の 6 の 9 及び同条の 6 の 10 に基づく態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。 ①～④ (略) Ⅳ 銀行代理業 Ⅳ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅳ－３－２－２ 許可の審査に当たっての留意点 Ⅳ－３－２－２－２ 業務遂行能力に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、<u>施行規則</u>第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、<u>施行規則</u>第 34 条の 34 第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 12 号から第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

現行	改正案
(1)・(2) (略) (3)「規格化された貸付商品」(施行規則第34条の37第3号イ、<u>ロ</u>) 「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。 (4)～(7) (略)	(1)・(2) (略) (3)「規格化された貸付商品」(施行規則第34条の37第6号ハ、<u>第7号ロ</u>) 「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。 (4)～(7) (略)